

第4次広島県障害者プランの 策定に当たって



本県では、平成 26 (2014) 年 3 月に、平成 26 (2014) 年度からの 5 年間を計画期間とする「第 3 次広島県障害者プラン」を策定し、総合的な障害者施策を推進してきました。

この間、国では、平成 28 (2016) 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」等が施行されるなど、平成 26 (2014) 年 1 月に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の理念を踏まえた法的整備が進められ、平成 30 (2018) 年 3 月には平成 30 (2018) 年度からの 5 年間を対象とする新たな「障害者基本計画（第 4 次）」が策定されています。

こうした中、これらの制度改革や障害者を取り巻く環境の変化等による新たな枠組みに対応するため、本県が講ずる障害者施策の基本的な方向を定めた「第 4 次広島県障害者プラン（広島県障害者計画）」を策定しました。

このプランでは、基本理念として、第 3 次広島県障害者プランを継承しつつも、新たに施策の推進の方向性をより具体化するため、「障害の有無にかかわらず、誰もがお互いを大切にし、認め支え合い、生きがいを持って暮らせる『共生社会』の実現」と、「障害の有無にかかわらず、誰もが身近な地域で安心して生活ができる環境を整えることによる県民生活の質（QOL）の向上」の 2 つの目指すべき姿を設定しました。また、障害者に対する差別や偏見が依然として残っていることを踏まえた、子供世代からの理解促進に取り組むことによる社会全体で差別を許さない風土づくりや、人工呼吸器を装着するなど日常的に医療的ケアが必要な障害児が増加傾向にあることを踏まえた、医療・福祉の支援体制の整備のほか、平成 30 年 7 月豪雨災害等を踏まえた、防災対策の強化などに重点的に取り組むこととしたところです。

県民をはじめ、障害者関係団体、市町などの関係機関の皆様におかれましては、「すべての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、本県が展開する障害者施策への御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、計画の策定に当たり、熱心に御議論いただいた広島県障害者施策推進協議会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をいただきました関係者並びに県民の皆様から感謝申し上げます。

平成 31 (2019) 年 3 月

広島県知事 湯 崎 英 彦

